

平成30年12月第7回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 平成30年12月27日（木）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	13番 濱 口 太 作

4. 欠席議員

12番 林 竹 松

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議事班 主任 千代岡 陽 子
議事班 主事 市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税務課長補佐 西 岡 佳 久
市民課長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水道局長 西 村 城 人
消 防 長 藤 本 昇	監査委員事務局長 中 岡 佳 子

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第2号 室戸市税条例の一部改正について
議案第6号 平成30年度室戸市一般会計第6回補正予算について
議案第9号 財産の取得について

（総務文教委員会委員長報告）

- 日程第2 議案第3号 室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第5号 室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第7号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第5回補正予算について
- 議案第8号 平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について
(産業厚生委員会委員長報告)
- 日程第3 認定第1号 平成29年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年9月定例会付託分)
(総務文教委員会委員長報告)
- 日程第4 認定第2号 平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年9月定例会付託分)
- 認定第3号 平成29年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年9月定例会付託分)
- 認定第4号 平成29年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年9月定例会付託分)
- 認定第5号 平成29年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年9月定例会付託分)
- 認定第6号 平成29年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(平成30年9月定例会付託分)
- 認定第7号 平成29年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(平成30年9月定例会付託分)

認定第8号 平成29年度室戸市水道事業会計決算の認定について

(平成30年9月定例会付託分)

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議員定数等調査検討特別委員会付託案件について

日程第8 議案第10号 室戸市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第8まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、欠席届1名、現在12名の出席でございます。

欠席議員は、林竹松議員、けがのためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ここで、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） おはようございます。

貴重なお時間をいただき、申しわけございません。

大綱質疑における答弁に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

今定例会4日目の大綱質疑におきまして、議案第2号室戸市税条例の一部改正についてに対する上山議員の質疑に対し、税務課長補佐より、水尻のコンビニでも支払いができる旨お答えいたしました。その後、株式会社しんきん情報サービスと提携をしております市税コンビニエンスストア収納委託業務の契約内容を再確認いたしましたところ、同店舗では取り扱っていないことが判明しましたので、おわびして、訂正をさせていただきます。

今後、このようなことのないよう、正確を期してまいりますので、御理解をいただけますようお願いいたします。大変申しわけございませんでした。以上でございます。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、議案第1号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第9号財産の取得についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長報告を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第9号財産の取得についてまで、以上4件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、12月20日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第1号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市税条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、市外のコンビニエンスストアから市税の納付はできるのかと質疑があり、執行部から、市外にある大手はもちろん、一部を除く他のコンビニエンスストアから市税の納付は可能であると答弁がありました。

次に、納付書にバーコードを印字する関係により軽自動車税の納期が変更となったのか、また来年度以降の納期はどうなるのかと質疑があり、執行部から、来年度から開始するコンビニ収納に対応するため、今回、納付書にバーコードの印字をするものである。所定の位置に印字されているのか、手作業での確認業務に日数を要することから、軽自動車税の納期を5月に変更し対応するものである。また、翌年度以降も業務内容は同じであることから、5月の納期となると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成30年度室戸市一般会計第6回補正予算についてであります。

まず最初に、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項3目財政管理費の26節、平成30年7月豪雨災害義援金について、西予市のふるさと納税を代理受納するいきさつは何かと質疑があり、執行部から、以前からジオパーク関連や伝統的建造物群保存地区関連にて事務的交流のあった愛媛県西予市が、本年7月に発生した平成30年7月豪雨の災害を受けたことから、被災地の復興を支援するため、ふるさと納税の制度を活用し、被災地の職員の事務負担の軽減を図るため、本市がふるさと納税の代理受納を行い、その代理受納した寄附金を義援金として西予市に届けるものであると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項1目保健衛生総務費の3節、時間外勤務手当について、室戸岬診療所の経営状況は順調よく推移しているかと質疑があり、執行部から、平成30年の受診者数は1日平均約32人である。平成29年度は平均十数人であったことから、受診者数はかなり増加していると答弁がありました。

次に、産業振興課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款1項3目農業振興費の15節、サポートハウス建設工事費について、工事の発注はどのような方式をとるのか、またハウスを建設できる地元業者はいるのかと質疑があり、執行部から、建設工事の発注は指名競争入札方式を考えている。また、市内にハウスを建設できる地元業者は1社であり、市外業者を含めた入札になるものと考えたと

答弁がありました。

次に、5款1項6目15節、生活改善センター改修工事費の工事内容について質疑があり、執行部から、生活改善センターの受け付けスペースと隣接する和室との壁を撤去して、佐喜浜出張所の事務所スペースを確保するものであると答弁がありました。

次に、消防本部関係であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項4目消防施設費の11節、燃料費について、自家給油施設の燃料使用については緊急車両以外にも使用することだが、今後はどのような形で使用を進めていくのかと質疑があり、執行部から、燃料の劣化を防止するため、現在、消防署に配備された緊急車両及び市の公用車両を含めた15台の車両に対しての使用を考えていると答弁がありました。

次に、13節、消防施設整備工事損害事前調査委託料について、消防施設の敷地範囲はどこまでかと質疑があり、執行部から、旧室戸岬小学校を購入して室戸岬分団の屯所を建てかえることから、その敷地全てが消防施設の予定地となると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項1目13節、バイクライダー等交流宿泊施設ブランドイメージ構築及び予約運用システム開発導入等委託料について、予約運用システムの導入は指定管理者が行わないのか、また予約受け付けに必要なネット環境の問題はないのかと質疑があり、執行部から、市はこの委託業務で予約運用システムの開発から導入までを行う予定であり、システム導入後は指定管理者に予約システムの運用をしていただくことになる。ネット環境については、支障のないように対応はしていきたいと考えていると答弁がありました。

次に、総務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項1目一般管理費の3節、通勤手当の支給条件について質疑があり、執行部から、今回職員の居住地の変更に伴う補正であり、条例で定められた距離数に応じて通勤手当は支給される。通勤距離が2キロメートル以上から支給対象となると答弁がありました。

次に、2款4項3目18節、高知県議会議員選挙備品購入費の内容について質疑があり、執行部から、今回古くなった投票用紙計数機1台と大型シュレッダーを1台、また投票箱設置台を8台購入するものであると答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款3項1目13節、スクールバス運行業務委託料について、運行日数の見込みが誤っていたのかと質疑があり、執行部から、保護者からの要望により、スクールバスの運行台数が前年度より増加したことから今回補正をするものであると答弁がありました。

次に、このスクールバスは市内外で開催する体育大会にも運行されているのかと質疑があ

り、執行部から、この業務委託は学校への通学等に対応するものであると答弁がありました。

次に、建設土木課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、10款1項6目15節、災害復旧工事費について、菜生漁港で発生した災害は沖の防波堤が崩壊したと聞かすが、どのような状況となっているのかと質疑があり、執行部から、菜生漁港の沖防波堤111.3メートルが全部崩壊をして、航路の方向に落ちており、今回その復旧工事を行うものである。また、災害復旧事業は原形復旧が原則であることから、同じ工法での事業申請となると答弁がありました。

次に、防災対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、7款5項1目19節、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金について、どの建築物が対象となるのかと質疑があり、執行部から、昭和56年5月以前の建物で、前面道路の幅員やセットバックなどを考慮すると、大体ではあるが、おおむね6メートル以上の建物が対象となると答弁がありました。

人権啓発課関係、福祉事務所関係、市民課関係、生涯学習課関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号財産の取得についてであります。

執行部の説明の後、委員から、津波救命艇を購入するのに随意契約となった理由は何か、また設置場所との管理方法についてはどのように行うのかと質疑があり、執行部から、津波救命艇については国土交通省海事局が定めたガイドラインに基づき、その認証を受けた救命艇を製造している業者が全国に3社いることから、その3社を対象に指名競争入札を行ったところ、2社が辞退したため、今回の業者と随意契約を締結するものである。管理方法については、市と設置する施設との間で貸与管理に関する協定を締結する予定であり、設置後は施設のほうでの乗船訓練などに使用していただくなど、できるだけ津波救命艇になれ親しんでいただきたいと考えていると答弁がありました。

次に、当初2艇を設置する予定であった丸山長寿園が1艇の減となった理由は何かと質疑があり、執行部から、3施設からの要望があったことから、予算の関係上、今回はそれぞれの施設に1艇ずつ設置することとなった。丸山長寿園には1艇しか設置しないということではなく、今回は1艇の設置である旨の説明をしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、議案第3号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてから議案第8号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。上山産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（上山精雄君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第3号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてから議案第8号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてまで、以上5件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしまして、12月20日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第3号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、新設される共生型地域密着型サービスについて、高齢者と障害児者が同じ施設を利用できるということか、また室戸市に該当するような施設はあるかと質疑があり、執行部から、共生型地域密着型サービスは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための制度である。65歳到達により新たに介護保険被保険者となった障害福祉サービス利用者の方は、障害福祉より介護保険が優先されるため、今まで利用していたサービス事業所が利用できなくなるというケースがあった。介護保険と障害福祉の両方の制度において、共生型という新たなサービスを新設することにより、以前は指定が困難であった基準のハードルを下げたものである。室戸市においては、以前から介護保険事業所で障害児者を受け入れるという共生型と同様のサービスの形をとっている事業所があると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、室戸市において介護医療院に該当する施設はあるかと質疑があり、執行部から、室戸市内には該当する施設はなく、平成30年9月末現在においては高知県内でもゼロ事業所である。室戸市内の病院についてもまだそういう話は出ていないと答弁があ

りました。

また、介護医療院に求められる人材確保の要件はどのようなものかと質疑があり、介護療養病床相当及び老人保健施設相当という2種類のサービスがあり、それぞれ医師や看護師、介護士の人数等が変わってくるが、介護療養病床相当分では医師3人以上で48人の入所者に対し1名の医師が必須条件であり、人材の確保が必要となると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、改正点における取扱方針について、介護予防支援事業者に対しどのようなことが義務づけられるかと質疑があり、執行部から、介護サービス利用者の方が介護予防訪問看護等の医療系サービスの利用を希望したときは、事業者の担当者が利用者本人の同意の上、主治医へのケアプランを交付することを義務づけるものであり、医療と介護の連携を深めることを目的とするものであると答弁がありました。

また、今回の改正により、取り扱いは緩和されるのか、厳しいものになるのかと質疑があり、今回の改正により、医師や介護事業者による医療と介護の連携が暗黙のルールではなく義務化されたということから、以前より厳しくなったと考えられると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第5回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、事業勘定歳入3款県支出金、1項1目1節、保険給付費等交付金460万3,000円について、新たに交付金が給付された理由は何かと質疑があり、執行部から、退職被保険者療養給付費が当初見込みより増額したため不足が生じ、県から不足分の交付があったものであると答弁がありました。また、直診勘定歳出2款1項1目11節、医薬材料費125万円はどのような内容かと質疑があり、胃薬や高血圧等の治療薬剤費が不足したため補正をするものである。平成29年度の室戸岬診療所の患者数が延べ1,597人、1日平均17.7人であったため、平成30年度も同様の規模の予算組みをしていたが、10月末現在で患者数が延べ2,163人、1日平均29.6人とふえており、予算に不足が生じたものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、歳出3款地域支援事業費、3項1目14節、健康増進施設使用料100万円について、シレストを利用される方が多いということであるが、この制度の利用者

から提出されたデータはどのように活用されているのかと質疑があり、執行部から、この施設のオープン当初は高知大学リハビリテーション部と連携し、深層水や運動の効果を図るという取り組みがなされていたが、現在は個人が記録をつけることにより自分の健康を管理するということを意義としている。市長にも楽しい健康づくりをするような仕組みづくりをしたいとの意向があるため、健康づくりという面でデータを生かしていけるか検討していくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、認定第1号平成29年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第1号平成29年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、平成30年9月定例会において当委員会へ付託をされたものであります。

委員会といたしましては、10月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

平成29年度一般会計の決算概要につきましては、歳入総額141億1,513万8,588円、歳出総額135億3,366万7,666円で、歳入歳出差し引き額は5億8,147万922円であり、翌年度へ繰り越すべき財源額9,177万6,000円を差し引いた実質収支は4億8,969万4,922円の黒字となっております。また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億5,893万5,357円の黒字となっており、この単年度収支に財政調整基金積立金1億2,223万円を加えた実質単年度収支は3億8,116万5,357円の黒字となっております。

一般会計の自主財源比率は平成28年度の24.7%から27.6%に、平成29年度末の市債残高は124億158万1,679円となっております。

以下、各課に対する主な質疑応答等審査経過及び結果について御報告いたします。

企画財政課関係では、歳入12款1項1目1節、移住促進住宅使用料について、利用実績や利用者の意見などを把握しているのかと質疑があり、執行部から、佐喜浜、元、吉良川の市内3カ所に移住体験住宅を整備し、平成29年度は21組、49名が利用した。長期利用者で2週間ほど、多くは2泊3日ほどの利用となっている。また、全ての利用者からアンケートはとっており、内容的にはよい意見が多く、本市への悪い印象を持たれた方は少ないのではと考察していると答弁がありました。

次に、歳出2款1項6目19節、ごめん・なはり線活性化協議会負担金について、ごめん・なはり線の乗客数は年々減少しているが、今後の鉄道存続への対応策についてどのように考えているのかと質疑があり、ごめん・なはり線の利用客は減少傾向にあるが、沿線市町村からの拠出基金で一定運営できていることから、現時点での鉄道存続の議論はされていない。また、乗客の増加を図るため、あき総合病院前への新駅計画など、利用促進に向けた計画の策定を進めていると答弁がありました。

選挙管理委員会関係では、2款4項2目、衆議院議員選挙費について、本市の投票率は46.2%ということで県下最下位と説明を受けたが、その投票率が低い理由を把握しているのか、また今後の投票率をどのように向上させるのかと質疑があり、執行部から、衆議院議員選挙については高知県最下位の投票率であるが、前回の衆議院の選挙よりよくなっている。投票率が低い理由として、特に18、19歳の若年層の投票が少ないことが上げられることから、昨年からは学校現場での模擬選挙を行うなど、子供の段階から選挙に興味を持つよう主権者教育に取り組んでいると答弁がありました。

次に、小選挙区と比例代表区の投票者数が1名違う理由は何かと質疑があり、地域の投票所で投票者1人に対し比例代表区の投票用紙の配付漏れがあったためである。投票所が狭いために、同じ記載台を使用していたことが原因であったことから、別々の記載台を使用するよう徹底したと答弁がありました。

消防本部関係では、8款1項1目19節、救急救命教育訓練事業負担金について、本市の救急救命士は何人いるのか、今後、救急救命士を増員する予定はあるのかと質疑があり、執行部から、現在本市の救急救命士は実働9名であり、ことしも救急救命士を増員させるため、消防士1名を九州研修所に入校させていると答弁がありました。

次に、8款1項3目13節、水門管理他委託料について、管理委託された水門は市内に何カ所あるのかと質疑があり、管理委託している水門等の箇所数は、水門13カ所、陸こう1カ所の合計14カ所であると答弁がありました。

保健介護課関係では、4款1項2目13節、各種がん検診委託料について質疑があり、執行部から、本市が実施するがん検診は500円で受診できるワンコインがん検診やアニバーサリーがん検診の実施、また受診者の送迎を行うなど他市に比べてさまざまな事業を実施しており、市民の要望に一定応えていると考えるが、受診率は伸び悩んでいる状況である。他市町村の状況

も確認しながら、よい事例があれば本市でも取り組みたいと考えていると答弁がありました。

次に、3款1項4目15節、あんしん見守りサービス工事費について、緊急通報装置にふぐあいがあったと聞くが、その後、業者とはどのような対応をしたのかと質疑があり、平成29年7月、あんしん見守りサービスからのメールが受信できなかったふぐあい事案が確認され、その後、業者とは契約変更をしている。現在は復旧しており、業者は毎月メール送受信の確認とその結果について市に報告をしていると答弁がありました。

観光ジオパーク推進課関係では、6款1項4目19節、室戸ジオパーク推進協議会補助金について、ジオパーク専門員の人員は足りているのか、また専門員が室戸に定住できるよう、雇用面などの待遇改善を図るべきではないかと質疑があり、執行部から、現在3名の専門職員を配置しており、事業への対応はできていると考える。待遇の改善については、他のジオパークの状況等を踏まえながら、よい条件で雇用できるよう今後検討していくと答弁がありました。

次に、6款1項3目19節、よさこい祭りを活用した地域づくり等支援事業費について、この事業の成果はどうなっているのか。また、よさこい祭りの衣装代や振りつけ費用については、初期投資ということで支出をしたのかと質疑があり、当事業はよさこい祭りを活用した地域づくりを行うことで室戸の魅力を発信し、地域の活性化や地域振興に寄与するということから補助をしている。平成29年度実績は、オリジナル衣装や振りつけなどの作成や、よさこい祭り、むろとまるごと産業まつりなどへのイベントにも出演をしている。また、衣装や振りつけ費用などにこの補助金を充てている理由として、チームができたばかりであり、最初の初期費用ということで今回は補助を行ったと答弁がありました。

財産管理課関係では、歳入12款1項6目4節、住宅使用料について、2億320万5,617円の収入未済額について、今後どのような形で取り組んでいくのかと質疑があり、執行部から、収入未済額が大きいのは承知しており、現在、滞納整理課と連携し、支払いがない方への訴訟を行っている。また、所有者の死亡などにより、居住していないのに住宅使用料がかかっている事案が発生していることから、これ以上の住宅使用料がかからないよう、明け渡しの手続を進めるための事務調査などを行っているとの答弁がありました。

次に、歳出2款1項5目18節、公用車購入費について、公用車の更新時期は決まっているのかと質疑があり、年数では15年以上経過、距離数では20万キロメートル以上を走行している公用車を対象に順次買い換えを進めていきたいと考えていると答弁がありました。

防災対策課関係では、2款1項13目13節、防災行政無線保守点検他委託料について、災害時の避難情報等を放送するために設置した防災行政無線は、台風襲来時には家の雨戸を閉めているため聞こえにくい、改善策は考えているのかと質疑があり、執行部から、聞き逃した放送内容を無料で電話確認することができる防災行政無線電話応答サービスを開始しており、広報などを使って市民への周知を図っている。そのほか、メールでの配信サービスを行っている自治体もあることから、現在、その事業内容について検討をしていると答弁がありました。

税務課関係では、歳入1款3項1目2節、軽自動車税の滞納繰越分について、275万101円の収入未済額は今後どのように徴収していくのかと質疑があり、執行部から、軽自動車税の収入未済額については債権管理課と連携しながら取り組んでいくと答弁がありました。

福祉事務所関係では、3款3項1目1節、生活保護嘱託医報酬の不用額について質疑があり、執行部から、月2回開催の嘱託医協議に出席している生活保護の一般嘱託医から報酬の受け取りを辞退したい旨の申し出があったことから今回不用額となったと答弁がありました。

次に、3款2項1目14節、児童遊園地借地料について、これは何件分の借地料となるのか、また雑草が茂り、遊具もぼろぼろになった児童遊園地もあると思うが、どのような管理を行っているのかと質疑があり、借地料は1件分である、草刈りを年に1回業者に委託しており、遊具などについては職員が点検を行い、腐食するなど危険なものは撤去をしている。また、児童遊園地の有効利活用などについては、地元の方や保護者などのさまざまな意見を交えながら考えていきたいと答弁がありました。

産業振興課・農業委員会事務局関係では、歳入19款3項3目1節、産業育成事業資金貸付金元利収入について、2,171万9,642円の収入未済額があるが、どのような事業内容に対して貸し付けを行っていたのかと質疑があり、執行部から、現在11名分の未収金が残っており、うち1名については分割納付中である。事業内容については、縫製業を開業するためのミシンなどの購入費や食堂を開業するための店舗建築費などに対して貸し付けを行っているとの答弁がありました。

次に、歳出5款1項3目19節、耕作放棄地対策等事業費補助金の内容と今後の事業展開について質疑があり、平成28年度から耕作放棄地の解消を目的に、果樹の苗木1本当たり1,000円を上限に、苗木代相当額を補助するものとして事業を実施している。また、平成29年度から新植に加えて改植まで範囲を広げており、来年度からは果樹品種の適用範囲を拡大することについても検討をしていると答弁がありました。

建設土木課関係では、7款2項1目13節、両栄橋仮橋保守点検委託業務について、この仮橋保守点検はいつまで実施するのかと質疑があり、執行部から、10月に工事発注した新橋の上部工工事の受注者が仮橋の管理を行うことになるため、仮橋に係る保守点検委託業務は今回で終了予定であると答弁がありました。

次に、5款2項2目13節、林道維持管理委託料について、これは林道の草刈りと認識しているが、林道を維持管理していく上で今後の委託料が上がることは考えられるかと質疑があり、執行部から、例年、林道東又佐喜浜線と日南釣の口線の維持管理を実施しており、今後も継続していく予定である。また、労務単価等が上昇すれば委託料も上がると考えられるが、今後の情勢等によって変わってくると答弁がありました。

学校保育課関係では、9款2項1目13節、室戸小学校エアコン設置実施設計委託料について、これは室戸小学校のエアコン設置ということだが、他の小学校はいつごろに設置をするの

かと質疑があり、執行部から、他の小学校については平成30年度に実施設計を策定しており、平成31年度に施工する計画としている。現在、国の有利な財源措置について県との情報共有を図っており、補正予算の計上に向けて検討をしているところであると答弁がありました。

生涯学習課関係では、9款4項1目13節、室戸岬亜熱帯性樹林等保存活用計画策定委託料について質疑があり、執行部から、これは名勝室戸岬と天然記念物室戸岬亜熱帯樹林及び海岸植物群落が昭和3年に文化財保護法により指定されてからかなりの年月がたっていることから、当初の価値と現在の状態の変化を把握するため、今回現状調査と今後の保存活用計画を策定するものである。また、今年度で計画は完成することから、平成31年度から策定計画に基づき保存管理を進めることとなると答弁がありました。

次に、御厨人窟は落石対策の工事をする話があったと認識しているが、その後の経過はどうなったのかと質疑があり、執行部から、御厨人窟の出入り口に落石の直撃を防止するため、骨組みが強化されたテントを設置するよう今年度に予算計上している。また、文化財保護法の規定による現状変更の申請は提出しており、現在、文化庁からの承認待ちであると答弁がありました。

市民課関係では、2款3項1目19節、社会保障・税番号制度カード関連事務交付金について、本市におけるマイナンバーカードの普及率が約10%と聞く。取得促進に向けた取り組みは行っているのかと質疑があり、執行部から、マイナンバーカードの取得促進に関する内容を広報へ定期的に掲載したり、市民課窓口で制度説明を行うなど啓発に努めていると答弁がありました。

総務課、会計課、債権管理課、監査委員事務局、人権啓発課については、別段の質疑はありませんでしたので、省略いたします。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

**○議長（濱口太作君）** ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

**○8番（山本賢誓君）** 8番山本。委員長報告に質疑を行いたいと思います。

決算認定の中で、あんしん見守りサービスの委員長報告がありましたけれども、その中で、契約内容を変更したという執行部答弁を委員長が報告されましたけれども、この件は私も前、質問をして、そのときは契約が履行されていなかっただけで、契約内容を変更するとかというような答弁はなかったはずですけども、その質疑の内容がもう少し詳細にわかれば教えてもらいたいと思います。

**○議長（濱口太作君）** 竹中総務文教委員会委員長の答弁を求めます。

**○総務文教委員会委員長（竹中多津美君）** 山本議員の質疑にお答えいたします。

報告のとおり、その業者とは契約変更している、現在は復旧しており、業者は毎月メール送

受信の確認とその結果について市に報告しているということでございます。報告のとおりでございます。

○議長（濱口太作君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 2回目の質疑をします。

その委員長報告のとおりは間違いありませんけれども、質疑の中で、契約内容を変更したという執行部の答弁を委員長報告したわけですが、そのときのもっと報告の文面以外のやりとりを聞きたいがです。それは、決算認定はきょうで終わりになるわけですが、それは質疑に値するところだと思いますので、それをまとめた質疑、委員長報告やけど、その中にもうちょっと内容があるはずやと思います。その内容というのは、契約内容を変更したということについての説明が執行部からあったかどうかを聞きたいがです。

○議長（濱口太作君） 答弁を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 山本議員の2回目の質疑にお答えいたします。

報告のとおり、それ以上もそれ以下もございません。報告のとおりでございます。

○議長（濱口太作君） 山本賢誓君の3回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 委員長、報告のとおりはわかっちゃうがです。報告をしてる中に質疑のいろいろなやりとりがあっちゃうことは事実なわけで、誰かが質疑して、その執行部の答弁があつてという中で、質疑、はい、理由もなしに契約変更しましたっていう質疑はまずないですから、そのやりとりがあるはずながです。今総務委員会のメンバーが集まって、報告のとおりって言えって言われたかもわからんがですけど、それじゃあ委員長の責任を果たしてないです。その委員会でのちょうちょうはっしまでいってなかつても、そのやりとりの中身がこの決算認定の議会にかける最後の場ですから、その中身を知りたいと。

それと、執行部が契約変更したということですから、1回目に言いましたけど、前の議会では契約変更ではなくて、契約が履行されてなかっただけでという議会の答弁でしたから、ちょっと違和感を感じて質問させてもらったということ。そのときの答弁も一緒になると思いますので、委員長には、その委員会の内容のテープを起こしていただいて、それを精査の上、またよかったらこの質疑の答弁としてもらったら私はそれで結構ですので、それをやってくれますか。

○議長（濱口太作君） 答弁を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 3回目の質疑に答弁したいと思います。

委員会の中でも契約変更ということだけで、変更契約させていただきましたという報告しかございません。終わります。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第4、認定第2号平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成29年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。上山産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（上山精雄君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第2号平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成29年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件につきましては、平成30年9月定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、10月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果については、次のとおりであります。

初めに、認定第2号平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず、事業勘定についてでございます。

本決算は、歳入総額32億8,243万4,981円に対し、歳出総額34億7,494万1,277円で、歳入歳出差し引き額1億9,250万6,296円の不足が生じ、このため同額を翌年度歳入から繰上充用をされております。

執行部の説明の後、委員から、歳出8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、13節委託料の不用額607万7,529円について、予算の3分の1が不用額となっているが、特定健診の担当課である保健介護課とはどのように連携して事業を進めているのかと質疑があり、執行部から、担当者レベルでの連携は常にとっており、打ち合わせや協議を行っている。結果的に事業が市民に浸透しておらず、特定健診の参加人数等が見込みより下回ったために不用額が生じている。保健介護課の保健師が一番現状を把握していると思われるので、話を聞きながら事業の見直しを検討していくと答弁がありました。

また、ことしは単年度黒字となっているが、どのような理由によるものなのか、また累積赤字は来年には解消するかと質疑があり、平成29年度の税収が上がっていること、今年度の医療費が下がったことにより黒字となったものである。累積赤字については計画どおり一般会計から繰り入れをし、平成31年度には解消したいと考えていると答弁がありました。

次に、直診勘定であります。

本決算は、歳入歳出額ともに1,537万6,626円の同額であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入歳出額が同額となっているが、実際は赤字が出ているのではないか、要因として何が考えられるかと質疑があり、執行部から、歳入3款繰入金、1目1節、一般会計繰入金506万5,447円は赤字補填としての繰り入れであり、実際は赤字が出ている。要因として、室戸岬診療所は常時開いている診療所ではなく、診察曜日や時間に制限があることが原因だと考えている。平成28年度と比較して、繰入金の額は減少しているところであると答弁がありました。また、専任の医師の確保について見通しは立っているかと質疑があり、専門誌等や県を通じての募集を行っているが、いまだに応募がない。条件等や募集の方向も考えていかなければならないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成29年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は歳入歳出額ともに510万1,022円の同額であります。

執行部の説明の後、委員から、前年度と比較して、介護認定件数の総数及び要介護4、5の重度の要介護者数はどう変化しているかと質疑があり、執行部から、平成28年度と比較すると、介護認定件数については平成28年度は1,730件、平成29年度は1,745件で15件の増となっている。要介護4、5の認定者数は、平成28年度は要介護4が181名、要介護5が172名、平成29年度は要介護4が195名、要介護5が141名となっており、要介護4の方は増加しているが、要介護5の方は減少していると答弁がありました。

また、平成29年度は介護認定審査会を52回開催しているが、認定結果への不服申し立ての事例はあるかと質疑があり、介護認定審査会は毎週木曜日に開催している。平成29年度の不服申し立て件数は1件であり、室戸市の方からの申し立てであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成29年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入総額21億1,519万6,557円に対し、歳出総額20億7,358万738円であり、翌年度繰越額は4,161万5,819円であります。

執行部の説明の後、委員から、歳出3款地域支援事業費、3項1目一般介護予防事業の13節委託料の不用額219万1,360円について、げんきクラブは主にどのような事業を行っているのか、1団体当たりへの交付額は幾らになるかと質疑があり、執行部から、げんきクラブは各小地域において、地域住民が主体となり、体操やダンス、介護予防事業等を行う活動である。平成29年度は21団体、延べ5,837人の参加があるが、参加人数等により金額が変わるため、団体の規模により交付額が異なると答弁がありました。

同じく歳出3款4項2目任意事業費の20節扶助費の不用額306万1,510円について、家族介護用品支給事業費及び成年後見制度支援費において不用額が発生した要因は何かと質疑があり、

不用額の原因としては、家族介護慰労金の対象者がいなかったこと、介護用品の支給が見込みより少なかったことである。家族介護慰労金は要介護4、5の認定を受けた方の家族が対象だが、介護保険サービスを利用せずに自宅で介護している方に対して支給されるもので、ハードルが高く、平成28年度は対象者が1名いたが、29年度の実績はゼロ人であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成29年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出額ともに4,344万7,505円の同額であります。

執行部の説明の後、委員から、歳出1款1項1目海洋深層水給水事業費の11節需用費1,440万677円及び13節委託料2,031万8,954円の中の室戸海洋深層水給水施設保守点検委託料について、保守点検で修繕箇所が発見された場合、交換部品等の費用や工事費は保守点検委託料の範囲で行うのか、それとも修繕料からの支出になるのか、またこの委託料は毎年上昇しているようだが、担当課としてどのように考えているかと質疑があり、執行部から、基本的な保守点検や経年劣化による部品交換等については保守点検委託料の中に含まれているが、突発的な自然災害や事故等によるものは修繕料として別途に計上するものになる。保守点検委託料の増額については、交換部品が年々値上がりをしていること、今後消費税が上がることにより部品の仕入れ価格が上がる事が予想されることから、これからは横ばいもしくは微増となっていくのではないかと見込んでいると答弁がありました。

次に、企業給水使用料が前年度より120万円ほど増額しているが、給水量は減少している、料金改定を行っていないのに増額しているのはなぜかと質疑があり、深層水の使用料は一律ではなく、段階的に金額が変わっていく仕組みとなっている。料金の高い段階で給水している企業が増加したため、企業給水の全体水量が減少しても、それをカバーできる収益があったと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成29年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに78万384円の同額であります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成29年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入総額2億8,399万5,629円に対し、歳出総額2億7,450万5,800円であり、翌年度繰越額は948万9,829円であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入5款3項2目還付加算金について、平成26年度から3年間は還付加算金の支出があるが、平成29年度はゼロとなっているのはなぜかと質疑があり、執行部から、平成29年度は歳入歳出ともに還付加算金が発生する事例がなかったため、支出が0円となっている。前年度の平成28年度は全国で使用している電算処理システムに算定誤りがあり、還付加算金の支出があったと答弁がありました。

また、歳入1款後期高齢者医療保険料1項2目2節、滞納繰越分普通徴収保険料不納欠損23万5,700円について、不納欠損になった理由の内訳はどういうものかと質疑があり、不納欠損事例については対象者6名、件数は10件である。理由の内訳は、死亡1件、無資力1件、行方不明4件となっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成29年度室戸市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成29年度の給水状況は、給水人口1万2,716人、給水栓数7,704栓、年間総有収水量163万8,773立方メートルで、前年度比で給水人口375人減、給水栓数131栓減、年間有収水量は4万3,444立方メートルの減であります。

施設整備につきましては、主なものとして上水道東の川水源地改良工事、椎名配水管布設替工事、佐喜浜配水管布設替工事などを施工しております。

経営状況につきましては、収益的収支の状況は収入2億9,657万1,505円に対し、支出は2億5,705万8,566円であり、当年度の未処分利益剰余金は9,419万1,777円であります。

執行部の説明の後、委員から、有収率が毎年下がり続けている原因は何が考えられるか、今後の見通しはどうなっているかと質疑があり、執行部から、有収水量低下の一番の原因はやはり老朽管からの漏水であるが、人口減少に伴う給水人口の減少も上げられる。今後についても、有収水量の低下により有収率は下降していくと思われるが、老朽管布設替工事等により下降率を抑えていくことも可能ではないかと考えていると答弁がありました。

また、未償還残高の金額が前年度より増加しているが、事業計画はどうなっているかと質疑があり、平成29年度に室戸市上水道経営戦略を立てている。どうしても老朽管や耐震管への布設替工事を行う必要があり、建設土木課の市道改良工事と同時に行うことで経費削減を図っている。平成29年度は流動資産と流動負債の関係等を考慮し、柔軟な対応ができるような取り組みを行っているとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、いずれも委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上19件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第6、諮問第2号まで、以上19件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号室戸市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成30年度室戸市一般会計第6回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第3号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第5回補正予算についてを採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、認定第1号平成29年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第4、認定第2号平成29年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号平成29年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号平成29年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号平成29年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号平成29年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号平成29年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号平成29年度室戸市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

人権擁護委員に岩川好美氏を推薦することに御異議のない諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、人権擁護委員に岩川好美氏を推薦することに異議なきと決しました。

次に、日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決い

たします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

人権擁護委員に和泉久美子氏を推薦することに御異議のない諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、人権擁護委員に和泉久美子氏を推薦することに異議なきと決しました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第7、議員定数等調査検討特別委員会付託案件についてを議題といたします。

平成30年6月定例会において、議員定数等調査検討特別委員会に議員定数等に関する調査検討について及び近隣市町村の動向に関する調査についてを付託したものであります。

本件に関し、議員定数等調査検討特別委員会委員長の報告を求めます。堺議員定数等調査検討特別委員会委員長。

（議員定数等調査検討特別委員会委員長報告）

○議員定数等調査検討特別委員会委員長（堺 喜久美君） 議員定数等調査検討特別委員会委員長報告を行います。

本委員会は、議員定数等の是非について調査検討する必要があることから、議員全員が提出者及び賛成者となり、平成30年6月定例会において、議員全員の委員構成により設置されたものであります。

本委員会に付託された案件は、(1)議員定数等に関する調査検討について及び(2)近隣市町村の動向に関する調査についてであります。

本委員会として、8月10日及び11月26日の計2回開催し、県内28市町の議員定数等の状況やコーホート変化率法による人口推計などの協議資料をもとに調査検討を重ねてまいりました。

以下、協議内容につきまして御報告いたします。

まず、議員定数等に関する調査検討につきましては、本市の高齢化などによる人口減少の状況や県内の人口規模が類似している自治体の議員数などから定数の削減が必要ではないかという意見に対し、議員が少なくなると住民の多様な意見に対応できなくなり、また少数の要望や意見が届かなくなるなどの意見がありました。

次に、以前には市の財政状況や人口減などの理由から議員定数等を削減してきたが、現在の本市の財政状況を鑑みると、基金の残高や平成29年度末の決算額も黒字であることなどから、財政面においては議員定数を削減する理由は見当たらないとの意見に対し、市民から議員定数等を削減してほしいとの意見があることを踏まえ、市民感情に少しでも近づけていくよう議員定数を削減するべきであるとの意見がありました。

また、今回の議員定数について検討を行うに当たり、地方の人口減少や少子・高齢化が進む

中で、地方議員のなり手不足等の事案が発生しており、議会や議員の魅力が失われている等の理由が考えられることから、本市においても魅力のある議会のあり方や議会の機能等について、現在の議員報酬の額が適正かどうか、特別職報酬等審議会に判断していただきたいとの意見がありました。

次に、近隣市町村の動向については、香南市が平成30年4月に改選され、1人減の19人、いの町が平成29年6月に改選され、2人減の18人、また四万十町は平成31年1月の選挙から2人減の16人となる予定であります。

以上の調査検討を踏まえ、委員から、議員定数1人削減案及び定数維持案の2つの案が提案されました。

採決の結果、議員定数を1人削減し、現在の13人から12人とする案が賛成多数で可決され、本委員会としての意思となりました。

それに伴い、本委員会から議員定数を1人削減する案を提出することを諮り、全員異議なく提出に賛同されております。

以上の経過を踏まえ、この後、特別委員会から条例改正案を提出いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上で議員定数等調査検討特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって議員定数等調査検討特別委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第8、議案第10号室戸市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。堺議員定数等調査検討特別委員会委員長。

○議員定数等調査検討特別委員会委員長（堺 喜久美君） 議案第10号室戸市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。

本案は、先ほどの議員定数等調査検討特別委員会委員長報告のとおりであり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

室戸市議会の議員の定数を定める条例の本則中、議員の定数13人を12人に改め、次の一般選挙から施行するため、一部を改正するものです。

議員各位の御協力をお願いいたします。

○議長（濱口太作君） お諮りいたします。

ただいまの本案に対する質疑につきましては、議員全員が議員定数等調査検討特別委員会の

委員になっていることから、本案に対する質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑につきましては省略することと決しました。

これより討論に入ります。

討論は、日程第8、議案第10号室戸市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第8、議案第10号に対する討論を終結いたしました。

これより採決いたします。

日程第8、議案第10号室戸市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で議員定数等調査検討特別委員会の調査終了を宣告いたします。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて平成30年12月第7回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時39分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員